

健発0930第10号
平成27年9月30日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

理容師法施行令及び美容師法施行令の一部を改正する政令の施行について

理容師法施行令及び美容師法施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第353号）は、本日、公布、施行され、理容師法施行令（昭和28年政令第232号）及び美容師法施行令（昭和32年政令第277号）に規定する理容師及び美容師の登録手数料の額が下記のとおり改正されたので、御了知願いたい。

記

1 改正の趣旨

指定登録機関（公益財団法人理容師美容師試験研修センター）の平成26年度決算及び今後5年間の登録者数の見込みを踏まえ、登録事務を実施するに当たって必要な額を改めて勘案した結果、登録手数料を引き下げることとしたもの。

2 改正の内容

理容師及び美容師の登録手数料の額を以下のとおり改定したこと。

(現行)	(改定後)
5,800円	→ 5,200円

3 施行期日

公布の日より施行されること。